

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

第三者評価機関名	NPO法人 九州評価機構
----------	--------------

評価調査者研修修了番号	S18088
	S2019062
	18-002

施設名等	
名称：	広安愛児園
施設長氏名：	三嶋 充裕
定員：	52名
所在地(都道府県)：	熊本県
所在地(市町村以下)：	上益城郡益城町古閑73
T E L：	096-368-2015
U R L：	http://hiroyasuaijienn.sakura.ne.jp
【施設の概要】	
開設年月日	1948/4/23
経営法人・設置主体(法人名等)：	社会福祉法人キリスト教児童福祉会
職員数 常勤職員：	12名
職員数 非常勤職員：	29名
有資格職員の名称(ア)	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称(イ)	保育士
上記有資格職員の人数：	19名
有資格職員の名称(ウ)	看護師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称(エ)	臨床心理士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称(オ)	栄養士
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称(カ)	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要(ア)居室数：	
施設設備の概要(イ)設備等：	
施設設備の概要(ウ)：	
施設設備の概要(エ)：	

理念・基本方針
 「神の家族」というキリスト教精神に基づく、ホーム制による異年齢、男女一緒の家庭的養護をとおして「共に生きる」「役に立つ心豊かな人」を目座した自立支援を行う

施設の特徴的な取組

(1) 施設運営
 児童の福祉増進への積極的取り組み 地域に開かれた施設運営 者会資源としての有為な人材の積極的取り組み 応答としての感謝と奉仕の姿勢の涵養 就業規則遵守の徹底的取り組み 法人基本理念の啓発

(2) 児童支援
 児童の基本的人権の尊重 児童の心のケアをとおして心身の健全育成 児童の社会的自立の援助

(3) 職員育成
 専門性の向上
 ・基礎知識の習得 ・専門知識、技術の習得 ・職業倫理の確立
 福祉サービスの向上
 ・福祉サービスの通常業務に精通し、日常の定型業務を自主的に習得する
 ・チームワークを重視し、組織的・効率的な業務遂行に努める。
 ・報告・連絡・相談の徹底並びに助言・支援を活発に行う。
 ・聖書に基づく「人間観・福祉観」を学習し実践する。

第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2019/6/28
評価実施期間(イ)評価結果確定日	2020/2/18
前回の受審時期(評価結果確定年度)	平成28年度

総評

特に良かった点

本施設は、児童相談所の「措置」による制度であり、施設の運営等は国の基準に基づくという意味では、一般の『福祉サービス』とは異なります。こうした制度や国の施策といった観点からも勘案して評価は進めることが必要ではありますが、本施設は、おおむね良好な状態にあると、思われます。

理念、基本方針が明文化され周知が図られています。

基本理念を表した「神の家族」という言葉が入り口のゲートにギリシャ語で明記されています。「業務のしおり」に、基本理念及び基本方針が具体的に明示されています。理念などについて、ホームページやパンフレット、「業務のしおり」に明記され、法人のホームページに理念や基本方針など創立者の思いなどが具体的に明記されています。新人職員にはオリエンテーションと業務のしおりの配付により、周知をなされています。『創立45周年記念誌 神の家族』の中に本施設の歴史や思いなどが書かれ、適宜活用されています。

子どもと地域との交流を広げるための取り組みが行われています。

園全体で今まで行われていた行事を、ホーム単位で行う行事に変更して、より家庭に近い環境での生活に改善を図られています。小学校のスクールバスの発着場が園の敷地横にあり地域の「安全見守り隊」が安全・安心の支援を行っています。子ども達は、地域行事への参加を通して園外での子ども同士のつながりを体験し交友関係を広げる取り組みを実施しています。地域との関わり方について基本的な考え方が明示されていて、町内の夏祭りやちびっこ相撲大会などのスポーツ大会、野球やサッカーなどの観戦や農業体験など多様な招待行事に参加しています。職員は夏祭りの会場設営等を担われ、地域の区長や班長として参画しています。買い物などについては、子ども達にお小遣い制で地域の社会資源を利用するよう推奨しています。

改善を求められる点

「業務マニュアル」等が文書として不備であったり、文書化されていないことが多いことです。創立45年を記念して、平成3年に取りまとめられた文献の中に「マニュアル」等がみられるが、それ以降の法令等の改正を踏まえた「改訂版」の文書化と組織としての共有が必要と思われます。

第三者評価結果に対する施設のコメント

この度は、福祉サービス第三者評価を実施していただきありがとうございました。評価の内容については、随分とご配慮いただきましたこと、その評価結果から充分に感じております。ある意味では評価が良すぎるのではないかと考えています。私が施設長に就任して1年も経過しない時期での実施でしたので、自分自身の至らなさや、未熟さを充分に感じており、機構様の評価と職員の自己評価とを見比べてみてもやはりかなりご配慮いただいていることを感じます。これから先も3年に1度は受審することになりますので、今後は自信を持ってその評価を受け入れることができるように、私自身、成長していくこと、リーダーシップを発揮していくこと、何より職員から信頼される施設長となれるよう、努力研鑽していく必要があると深く感じています。この度は誠にありがとうございました。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
<p>1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</p> <p>理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p> <p>基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。</p> <p>理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。</p> <p>理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。</p> <p>理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>基本理念を表した「神の家族」という言葉が入り口のゲートにギリシャ語で明記されています。「業務のしおり」に、基本理念及び基本方針が具体的に明示されています。理念などについて、ホームページやパンフレット、「業務のしおり」に明記され、法人のホームページに理念や基本方針など創立者の思いなどが具体的に明記されています。新人職員にはオリエンテーションと業務のしおりの配付により、周知をなされています。『創立45周年記念誌 神の家族』の中に本施設の歴史や思いなどが書かれ、適宜活用されています。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
<p>2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</p> <p>地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</p> <p>子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設(法人)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</p> <p>定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>施設長は当法人で30年以上勤務しており、施設経営に関する経営状況は把握されています。（令和元年の時点で）施設長としては就任して1年未満であるため、施設長としての知識を深めるため、全国施設長研究大会などの研修や益城町擁護保護児童対策協議会などの地域の会議に参加され、社会福祉事業全体、及び地域の動向について情報の把握に努められています。今後も引き続き、施設長として施設経営をとりまく環境と経営状況を具体的に把握し分析することに努められることが期待されます。</p>	

3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	
経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	

【コメント】

毎年「事業計画書」を作成され、重点目標や国が進めている『新しい社会的養育ビジョン』に向けた取組など、具体的な経営課題を明記して、理事会で報告をされています。職員には、運営会議で話し合ったり「事業計画書」を配付するなど周知に努められています。経営課題の一つに人材確保を掲げられ、解決に向けての取組の一つとして、受け入れた実習生を通して人材確保に繋がられるように実習の見直しなどの取組に努められています。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
-----------------------------	-------------

4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	

【コメント】

毎年度作成される「事業計画書」の中に、中・長期の目標を明確にし、施設整備や『新しい社会的養育ビジョン』に向けた取組などを計画的に実施していくことを明示されています。今後は、3～5年ほどの計画期間をもつ「中・長期の事業計画」の策定を行い、その中に数値目標や具体的な成果目標を設定することなどにより、PDCAサイクルに基づき、実施状況の評価作業を的確に行える内容とすることが期待されます。

5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	
単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	

【コメント】

毎年度作成される「事業計画」は中・長期の目標とそれに向けた具体的な方針が明記されています。事業計画には重点目標、『新しい社会的養育ビジョン』の取組み、行事の見直しなど具体的な内容が明記されています。今後は、中・長期計画を踏まえ、数値目標や具体的な成果目標等を設定することにより、単年度の事業計画の実施状況について適切な評価活動が行えるようにすることが期待されます。

(2) 事業計画が適切に策定されている。	
6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。	

【コメント】

施設長の方針や、毎月開催されている施設内の運営会議の協議結果などを集約して、「事業計画書」は作成されています。「業務のしおり」にその年度の「事業計画書」を明記し、職員への周知が行われています。今後は、事業計画の策定や評価についての職員が参画するための仕組みを明確化し、例えば、中・長期計画に関しては各職種の代表職員などの参画、単年度の事業計画に関しては全職員の参画といった作成プロセスの明確化を進めるなど、事業計画の評価・策定の、より一層の組織的な取組の推進が期待されます。

7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	
事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	b
事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	
事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	

【コメント】

事業計画そのものは子どもや保護者に直接の周知はなされていません。事業計画の主な内容(養育・支援、施設・設備を含む居住環境の設備などの子どもの生活に密接に関わる事項)については、必要があればその都度に職員から子どもたちに伝えて理解を促されています。今後は、子どもや保護者への理解を促すために、わかりやすく説明した資料を作成するなどの取組の工夫が期待されます。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	
組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。		
養育・支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。		
定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。		
評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。		

【コメント】

毎年の自己評価の実施、定期的な第三者評価の受審が行われています。全職員参加の職員会議、チーム会議やホーム担当者会議、施設内運営委員会を定期的で開催され、研修委員会、性教育委員会、自立支援委員会、危機管理委員会、教育研究委員会、権利委員会等、個別分野に関する会議体を設置するなど、養育・支援の質の向上を図る組織体制づくりに努められています。今後は、自己評価などの実施後に、評価結果を組織的に分析・検討し、養育・支援の質の向上につなげる取組みが期待されます。

9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
職員間で課題の共有化が図られている。	
評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	

【コメント】

各種会議や委員会の中で、養育・支援の評価を行われ、改善に努められています。ただし、毎年の自己評価の実施、定期的に第三者評価を受審されていますが、実施後の評価結果の分析や課題の共有化が十分ではないと感じられました。今後は、自己・第三者評価などの評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にするための取組が期待されます。

施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	
施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	

【コメント】

施設長は当法人で勤続30年以上で本施設の役割と責任について十分認識し、基本理念を踏まえた取組みに努め、施設の経営・管理を行っています。職務分掌表に施設長の業務内容の明記がなされており、会議等でも職員に話しています。有事の施設長の役割と責任について、不在時には統括主任が代行するなど権限委任などを含め明確にされています。今後も継続して、全職員が組織的に共通認識を持つことができるよう、自らの役割と責任について、わかりやすい形で表明するなどの取組みを行うことが期待されます。

11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	

【コメント】

法人で遵守すべき法令など把握し、理事会で就業規則、非常勤就業規則、給与規程の一部改定及び育児・介護休業規程の新設についてなどを審議し決定し、理事会で決定した内容に基づいて取組を実施されています。法令などに関することや職員の処遇などに関する外部研修がある場合は、担当の職員が参加をして理解に努められています。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	

【コメント】

施設長は今年度から職員一人ひとりと個人面談を実施され、仕事の話だけでなく雑談を交えながら、職員の仕事に対する思いなどの把握に努めています。また、施設内運営委員会にも参加し、養育・支援の質に関する課題を把握し、施設長として改善に取組まれています。

13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	

【コメント】

「働きやすい職場づくり」についての内部研修を行われ、労働環境の整備や勤務シフトなどの話し合いを行っています。職員の勤務意欲の向上に努められています。「事業計画書」には、今まで園全体で実施する行事が多数を占めていたものを家庭に近い環境に近づけるために、ホーム単位の話合いで精査し、家庭的ではない行事や時代にそぐわない行事などについて整理しています。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者
評価結果

14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	
(5種別共通) 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	

【コメント】

職員の採用については、ハローワーク、社会福祉協議会、学校などに求人を行われています。新人職員に配付している「業務のしおり」に保育士、児童指導員毎に、一日の動きを明示した「(保育士・児童指導員)の主な動き」と、仕事を始めるにあたっての留意事項などを明示した「(保育士・児童指導員)業務補足説明」が策定され、「管理規定」には職員の職種及び定数が明記されています。実習が福祉人材の確保に繋がるように、実習生に仕事の厳しさだけでなく楽しさも伝わるように、実習のやり方の見直しなど、色々と取組まれています。

15 総合的な人事管理が行われている。	b
法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができています。	
人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	

【コメント】

入職時に就業規則の説明を行う時に人事基準について説明をなされています。「事業計画書」の職員育成の項目で、専門性の向上、福祉サービスの向上を掲げ、創立45周年記念誌 神の家族の基本理念には支援の基本となる理念に焦点をあて、さらなる生活向上の為の指針を示されています。しかし、「期待する職員像」の作成までは至っていないように感じられるため、今後は、法人、施設の理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にすることが期待されます。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	
職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	
職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	

【コメント】

施設長が一人ひとりの職員と個別面談を行い、仕事への思いや相談事などを把握されております。職員が相談しやすいように相談窓口の設置をしようとしています。有給休暇や時間外労働は把握もされており、内部研修で「働きやすい職場づくり」について行い、職員で「働きやすい職場づくり」について労働環境の整備や勤務シフトなどの話し合いが行われています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	
職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	

【コメント】

今年度から施設長による職員一人ひとりの個別面談を行うようになりました。ただし、園として「期待する職員像」の明確化や一人ひとりの目標管理のための仕組みづくりについては十分ではないように感じられました。今後は、職員一人ひとりの育成に向け、例えば、園の目標や方針、園が職員に求める資質・能力、職員一人ひとりの目標の設定、及び進捗状況の確認などの仕組み作りが期待されます。

18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	

【コメント】

職員、児童を対象にした研修の企画・運営を行う研修委員会を設置され、研修計画の策定をされています。法人の「事業計画」に職員処遇向上と職務評価として、自己研修の奨励、先進的な社会福祉事業を展開している他施設の見学の奨励などを掲げ、園の「事業計画書」の職員育成の項目には、①専門性の向上、福祉サービスの向上を掲げています。今後は、施設が目指す養育・支援の質を一層向上させるための教育・研修の充実とあわせて定期的な評価・見直しの実施とその検証が期待されます。

19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
(5種別共通) スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	

【コメント】

研修委員会を設置して、研修計画の策定が行われています。外部研修については、職員の研修履歴が適切に把握され、多くの職員が研修に行けるように外部研修の情報について回覧を行い、職員の希望の確認に努められています。ケース検討会議で統括主任がスーパーバイザーとなり、スーパービジョンの体制を整えられています。今後も継続して、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組まれることが期待されます。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
指導者に対する研修を実施している。	
実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	

<p>【コメント】</p> <p>「実習のしおり」を策定し、実習生に対して、将来福祉を支える担い手として、少なくとも施設とその子ども達の良き理解者になってほしいなどの、基本姿勢を明文化されています。例えば保育士の実習の場合、実習の初期は生活の基本的流れを会得する、中期は積極性をもって実習を進める期間、後期は職員に代わって、子どもに対して保育の支援をする期間と明示されており、実習を通じて、将来福祉施設への就職者が増えるようにとの思いから、仕事の厳しさだけでなく、仕事の楽しさも伝わるように様々な工夫が取られています。</p>

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
<p>21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p> <p>ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。</p> <p>第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。</p> <p>法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の有存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	b

<p>【コメント】</p> <p>法人と事業所のホームページに、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告などが公開されています。苦情・相談があれば、それについて各小舎で掲示をされています。後援会だよりを発行し、後援会や園の卒園生などに配布をされています。</p>

<p>22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p> <p>施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。</p> <p>外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	a
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

<p>【コメント】</p> <p>「経理規定」に基づいて業務を実施され、内部監査・税理士監査・役員監事による監査が毎年実施されています。税理士からは、細かい指導等も行われています。「職務分掌表」に権限と責任が明記され、周知が図られています。</p>

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
<p>23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p>地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。</p> <p>子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p> <p>(児童養護施設) 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。</p>	a

【コメント】

「事業計画書」の地域行事・招待への参加で、子ども達に対して、地域行事への参加を通して園外での子ども同士のつながりを体験し交友関係を広げる取り組みを実施しています。地域との関わり方について基本的な考え方が明示されて、町内の夏祭りやちびっこ相撲大会などのスポーツ大会、野球やサッカーなどの観戦や農業体験など多様な招待行事に参加しています。職員は夏祭りの会場設営等を担われ、地域の区長や班長として参画しています。買い物などについては、子ども達にお小遣い制で地域の社会資源を利用するよう推奨しています。

24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	
ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	

【コメント】

法人の「事業計画」に福祉教育とボランティアの育成を明示されています。事業所のボランティア窓口担当を決め、担当者が中心になってボランティアの受入れと指導が行われています。事前説明や施設見学に当たっては、守秘義務の説明を行い、書面で同意を確認されています。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	

【コメント】

地域の関係機関・団体について、県や町の担当部署、児童相談所、消防署、交番、病院、学校、地域の区長などの電話番号など一覧表が作成されています。町の要保護児童対策協議会、学校との懇談会など、関係機関との連絡に努めています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	

【コメント】

体育館、野球場、サッカーグラウンド等スポーツ施設の地域住民への開放、後援会主催のもみじ祭りなどでの交流活動等が進められています。苦情解決第三者委員会のメンバーには、地域の民生委員と社会福祉協議会が参加しており各学期に一回話し合いをしたり、町の要保護児童対策協議会などに参加し、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めています。

27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	

【コメント】

地域貢献活動として、生計困難者レスキュー事業を実施していたが、より一層の地域貢献を目指して、コミュニティソーシャルワーカーの配置を行うなどされています。地域の「福祉避難所」として、熊本地震の際には避難所として地域の方々に開放し大きな貢献を行いました。今後も継続して、地域の具体的な福祉ニーズや生活課題にもとづいた独自の公益的な事業・活動の取組が行われることが期待されます。

適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。	
子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	
子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	

【コメント】

「業務のしおり」の始めに「児童憲章」と「全国児童養護施設協議会倫理要綱」が記載され、「基本理念(創立45周年記念誌『神の家族』より)」に、具体的に子どもを尊重した養育・支援の実施について明示されており、新人職員には「業務のしおり」を配付されています。毎月、ホーム会議で子どもの対応に関しての振り返りや、人権についての研修などを実施、共通理解に努められています。

29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	
一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	

【コメント】

各ホームの部屋の総数などの制限はあるが、原則年齢の高い子ども達は個室で過ごせるように配慮されるなど、各ホームで子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われています。しかし、子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務などを明記した規定・マニュアル等の整備が十分ではないように感じられました。今後は、規定・マニュアルの整備と職員への理解を図るための取組が期待されます。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	
施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	
見学等の希望に対応している。	
子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	

【コメント】

ホームページ、パンフレットに加え、わかりやすくイラストを沢山使用し、園内の建物配置から1日の流れ、園での生活の約束事などを明記した「welcome! ひろやすあいじえんのごあんない」を作成している。見学は希望に応じて、職員が施設内の見学を案内し、説明に努めています。

31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	
養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	
養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	

【コメント】

入所前に家庭支援専門員が子ども・保護者への面会を行い、「welcome! ひろやすあいじえんのごあんない」に基づいて説明を行っています。わかりやすくするために文書は写真やイラストを使用したり、漢字にはルビを振るなど工夫されています。面会の時には好きな食べ物や色などをそれとなく聞いたり、新しい生活をする上でわからないことや不安に思っていることを聞いたりするように努められています。こうした配慮を踏まえて、不安が軽減し、安心を実感できるように、入所日には好きな食べ物を準備して「ウェルカムパーティー」を開催しています。

32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	
他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	

【コメント】

措置変更や、地域・家庭への移行の際には、養育・支援の継続性に配慮して、必要に応じて子ども達の情報を提供しています。家庭への移行等で退所する際には、表紙に「困った時 心配なことができたとき あなたたちを助けてくれる人たちです。ひとりで悩まず まずは相談をすることです」と記され、弁護士である法人の理事長の連絡先などを明記した冊子を渡されています。今後は、子どもへの養育・支援の継続性を損なわないような配慮した、引継ぎや申し送りの手順、文章の内容などを定めることが期待されます。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果
33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	
子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	
職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	
子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	
分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	

【コメント】

園の生活を楽しくするため、意見表明や提案する場として「児童会」があり、児童指導員が参加をしています。給食については嗜好調査を実施しており、要望意見箱の設置をされています。生活上の課題が見つかった時には「ホーム会議」で話し合い、施設のルールとの調整等を行っています。ただし、定期的に、治療・支援等生活全般について満足度を把握するための取組までは行われていないように感じられます。治療・支援の質を高めるために、施設として定められた仕組みを作り、継続した取り組みを進めることが期待されます。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。	
苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	
苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	

【コメント】

「要望意見箱」の設置や各ホームに掲示してある「要望解決の流れ」に第三者委員の名前と連絡先、苦情受付責任者、苦情解決責任者が明記されています。要望に対しては各ホームに「要望まとめと回答」として掲示をして子ども達に伝えるようにしています。相談や意見は子どもの経過記録に記録し、申し送りなどで共有に努めています。

35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
相談しやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	

【コメント】

子ども達に配付している「welcome! ひろやすあいじえんのごあんない」の「困った時は」で、相談したい事項に応じて、ホームの担当者、要望受付担当者、心理療法士、看護師など、相談を受け付ける人が明記され、更に、誰に相談していいのかわからないときは、「話しやすい職員にまずは相談するようにしてください」と明記されています。事務職員が「ルピナスカフェ」を定期的に関催して、子ども達と顔なじみになり、信頼関係の構築に努められています。相談場所は相談内容に応じて、ホームや事務所など適切に使い分けられています。

36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。	
相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	
対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	

【コメント】

職員は子どもから相談や意見を受けた場合、必要に応じて経過記録に記入し、各ホーム毎に話し合い、そこで解決できない場合はケース会議で話し合うことで対応に努めています。今後は、子どもからの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立するため、対応マニュアル等の策定を行い、対応マニュアル等の定期的な見直しの体制の構築が期待されます。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	
子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	

【コメント】

安心、安全で円滑な生活の企画・運営の為に「危機管理委員会」を設置しています。意識不明対応、所在不明・未帰宅対応、発作、けいれん対応、交通事故発生時対応、不審者対応など、それぞれの課題に対応した危機管理対応マニュアルが作成されています。ヒヤリハット・事故報告書を備え、再発防止の検討まできちんとされています。職員に対して、水難事故防止・救急救命法の研修において、AEDの使い方や過呼吸、熱中症等への対応スキルの習得と普及が行われています。

38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。	
担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
感染症の予防策が適切に講じられている。	
感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	

【コメント】

「感染症対策マニュアル」、「衛生管理と食中毒対策」を作成されています。職員に対して食中毒と感染症対策の衛生講習をされ、各ホームに感染時(嘔吐)対応キットが準備されています。看護師が中心になって、感染症対策について対応がなされています。

39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
災害時の対応体制が決められている。	
立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	
子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	

【コメント】

避難訓練を毎月実施しており、そのうち1回は夜間を想定して実施されています。「総合防災対策要綱」を策定し、火災、集中豪雨、地震、台風、山崩れ・がけ崩れ、浸水への対策について明記されています。ただし、避難後の子ども及び職員の安否確認の方法までは明記が十分でないように感じられました。今後は安否確認の方法を策定し、全ての職員に周知、理解させるための取組が期待されます。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
標準的な実施方法が適切に文書化されている。	
標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	
標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	

【コメント】

創立45周年の記念誌『神の家族』に、養育・支援活動を標準化するため実施方法などが明記されています。「業務のしおり」には職員の各業種ごとの「(1日の)主な動き」と「業務補足説明」を作成されています。そのほかに、「園内における事故防止の徹底について」「園内における児童虐待防止の徹底について」など、各項目で作成されています。今後は、全職員が確実にを行うための標準的な実施方法の適切な文章化すること及び、標準的な実施方法に基づいて実施されているかどうかを検証するための仕組み作りが期待されます。

41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	
養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	
検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	
検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	

【コメント】

「(1日の)主な動き」と「業務補足説明」については必要に応じて見直しを行われています。ただし、標準的な実施方法については定期的に見直しはないように感じられました。今後は、標準的な実施方法を定期的に、少なくとも1年に1回は、見直しをするための仕組み作りが期待されます。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
自立支援計画策定の責任者を設置している。	
アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	
自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	

【コメント】

入所前に家庭支援専門相談員が面接や情報収集を行い、ケース検討会議で新しく入る子どもについての情報を共有し、各専門職の視点からの協議を実施しています。児童相談所から提供された情報を基にアセスメントを実施し自立支援計画を作成し、振り返りに基づきアセスメントを取り直すようにしているホームもありました。自立支援計画には本人及び保護者の意向を把握し、具体的な、課題、支援目標、支援内容・方法、評価が明示されています。

43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	
自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	

【コメント】

自立支援計画の評価や見直しを行っていく上で、支援計画を周知したり、援助方針を検討するケースカンファレンスやケース検討会議が行われています。自立支援計画は1年に3回見直し・評価を行い、年に2回全職員が集まってモニタリングの報告会が行われています。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	
自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	
記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	
パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	

【コメント】

「業務しおり」には「各種記録記入についての注意事項」が明示されています。記録にあたっては客観的事実の記入を心がけ、各書式（経過記録、ホーム日誌、児童規制連絡書）毎に専門職としての記入上の注意点を簡単にまとめられており、記録する職員間で差異が生じないように努められています。また、全職員参加の職員会議、児童処遇や業務のすり合わせのためのチーム会議やホーム担当者会議、施設内運営委員会等、様々なレベルでの協議が行われており、情報の共有に努められています。

45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
記録管理の責任者が設置されている。	
記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。	

【コメント】

「各種記録記入についての注意事項」に、ケアファイルとは「個人（個別）記録です。」このケアファイルは厳重な取り扱いが必要であり、「対外的には守秘義務の厳守はもちろんのこと、記入する上でも緊張感を持った配慮が求められます」と明記されています。各職種毎に記録の管理方法の記載があり、例えば保育士の場合、「17時以降のホームでの記録は子どもの目に触れないよう、記入は保育士室で行ってください。」とされています。個人情報保護規定を作成し、子ども及び職員に対してインターネット利用等に係る指導が行われています。

内容評価基準（25項目）

A - 1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもつじた養育・支援が実施されている。	
権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	

【コメント】

園の業務をとりまとめた「業務しおり」は「児童憲章」、「全国児童養護施設協議会 倫理要綱」から始まり、創立45周年の際にとりまとめた「基本理念」を掲載し、新人職員には配付を行い、職員には毎年重要箇所を中心に読み合わせと確認が行われています。児童の権利擁護、職員の権利意識向上を目指す企画・運営を行うために「権利擁護委員会」を設置、「児童養護施設における人権擁護の為にチェックシート」によるチェック体制の構築に取り組まれています。

(2) 権利について理解を促す取組

A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	
子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	
職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	

子ども一人ひとりがかげがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かしたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。

年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。

【コメント】

児童相談所による「子どもの権利ノート」の説明を実施、園では入園時に生活の中での権利と約束ごとが明記された「welcome! ひろやすあいじえんのごあんない」や「広安愛児園 生活の約束」に基づいて説明が行われています。ホームでの生活上の課題が見つかった時は「ホーム会議」を開催しています。高校生には、外を知る、他者を知る、その広がりから自分を高める、自分に関わる人へ思いやりを持つことができる、そして、多面的に自分を知る（自己覚知）、そんな高校生とともに園の生活について考える「高校生会」が設置されています。

(3) 生き立ちを振り返る取組

A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	
事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	
伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	
事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	
子ども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	
成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生き立ちの整理に繋がっている。	

【コメント】

生き立ち等を伝える際は、年齢や状況等に応じるとともに子どもの気持ちや利益を深く考慮し、慎重な対応に努めています。ライフストーリーワークを行う際には、ケース検討会議の場で子どもの実施希望の確認・目的・手順・実施する(内容)予想される行動とリスクなどを協議してから、適切な支援にあたっています。園外のライフストーリーワークの研修に参加したり、アルバムを作成されたりしています。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつけられている。	
不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	
子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。	
被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	
被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	

【コメント】

「園内における児童虐待防止の徹底について」には虐待へ繋がるリスクの自覚、アンガーマネジメントなどの周知の取組みをしています。毎月、子ども達の「聞き取り」を実施し、子どもの不利益に早期に気づくように取り組まれています。不適切なかかわりが疑われた場合、当事者及び同じホームの別の職員から話を聞いて事実関係を確認後、適切な対応を検討、実施されています。このことは児童相談所、及び職員会議で報告されています。

(5) 子どもの意向や主体性への配慮

A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。	
子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。	
余暇の過ごし方について、子ども自身が自由に選択し、一人ひとりの趣味や興味に合った活動が行えるように支援している。	
子どもの状況に応じて、金銭の管理や計画的な使い方などを学び、金銭感覚や経済観念が身につくよう支援している。	

【コメント】

施設の生活上の約束を取りまとめた「広安愛児園 生活の約束」を作成し、子ども達がお互いが楽しく生活するための約束の確認の場として「児童会」及び、高校生以上の子ども達で構成された、広安愛児園の生活について考える「高校生会」があります。園の行事の見直しの際には子ども達に何をやりたいのか意見を聞いて反映させております。余暇の過ごし方について、趣味に繋がるように地域のスポーツクラブ活動への参加の推進や、釣りやバーベキューなど体験する機会を設けるように努めています。金銭管理ができない子どもには一緒に考えたりして計画的な支出ができるように支援しています。

(6) 支援の継続性とアフターケア

A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。	
入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	
子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるように配慮している。	
家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	

【コメント】

入所前に家庭支援専門相談員が子ども・保護者と面会して思いや不安を聴き取り、園の生活について説明をしています。「児童の入・退所について」のマニュアルを作り、できるだけ子ども・家族の不安を軽減させ、安心を実感できるような配慮が行われており、ホームに入った時点でその子供の「居場所」が整うように職員が子どもの生活空間と名前の入った備品の準備を実施、入所日には子どもの好きな食べ物などを準備して「ウェルカムパーティ」の実施しています。退所にあたっては、それまでに自立準備や退所後に相談できる連絡先の文書を渡したり「お別れ会」などを実施しています。

A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	
退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	
退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	
行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	
本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	
退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	

【コメント】

児童の自立に向けて「自立支援委員会」を設置。一緒に買い物に行ったり、「おつかいを頼んで物価を知る」「交通機関の利用方法」「社会人として一般常識の学習」など将来の自立に向けた学習に加え、卒園生講話で卒園生から退所後の生活や困ったことを話してもらったりしています。高校3年間を自立に備えた訓練（生活スキル獲得）の期間と位置づけ、個々の生活目標を確認し、相互に高め合う機会とするため、高校生による「高校生会」があります。卒園生の会は、いつでも来れるように毎年同じ日に固定して開催されています。退所後も困ったことがあれば連絡ができるように相談先を書いた書類を配付しています。

A - 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
<p>A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p> <p>職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。</p> <p>子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。</p> <p>子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。</p> <p>子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。</p> <p>子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。</p>	b
<p>【コメント】</p> <p>子どもの感情・言動に対して否定せずに受け止めるように心がけ、感情が高ぶった時はまずは落ち着くのを待つて、話を聞くように努めています。子どもが問題行動を起こしたときは、なぜそのようなことを起こしたのかを把握・理解に努めています。利用者調査から「大切にされていると感じますか？」の問いに対し多くの子どもが「はい」と回答されていますが「どちらともいえない」との声もありました。今後も継続して、職員が子ども達を大切に思っていることが、より一層伝わるように取組まれることが期待されます。</p>	
<p>A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。</p> <p>子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。</p> <p>基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。</p> <p>生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。</p> <p>子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。</p> <p>基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別に触れ合う時間を確保している。</p> <p>夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。</p>	a
<p>【コメント】</p> <p>基本的欲求の所属と愛情・承認といった心理的欲求を充足するために、子ども達を褒める機会を増やすように良い事を見つけるように努めたり、積極的に話しかけたり、うとうしいと思われないように配慮してスキンシップを取るよう意識して接するように努められています。料理など一緒に手伝ってもらったり、子どもの学力に応じて満点がとれるようにと勉強に公文式を取り入れるなどの取組みをされています。入所したばかりの子どもには、園で一緒に過ごしたり、一緒に食事をとるなど、子どもと馴染みの関係になれるように努められています。</p>	
<p>A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。</p> <p>子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。</p> <p>職員は必要以上の指示や制止をしていない。</p> <p>子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。</p>	b

つまずきや失敗の体験を大切に、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。	
朝・夕の忙しい時間帯にも、職員が子どもを十分に掌握、援助できるように、職員の配置に配慮している。	

【コメント】

「事業計画書」の日常生活支援で、将来の自立を見据えて、ホーム内で「年齢に応じた役割」を担うとともに「規範意識を高める」となっています。起床から就寝までの一日の生活を自ら作り出すことを目指しながら、職員の適切な声かけのもと発達課題の達成を目指すことと明記し、職員は必要以上の指示をしない、見守りと適切な声かけを行う、褒める機会を増やすなどに努められています。ただし、職員自己評価から、忙しい時間帯などの支援について課題と思うような声があるように感じられました。今後は、より一層の適切な支援の構築が期待されます。

A11 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	
日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	
幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	
学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	
子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	
幼稚園等に通わせている。	
子どもの学びや遊びを保障するための、資源(専門機関やボランティア等)が十分に活用されている。	

【コメント】

子ども一人ひとりの学力に応じた学びの為に「公文式」学習を取り入れています。学習支援ボランティアや中学3年生は受験に向けて学習塾や家庭教師の利用を勧めています。自然に囲まれ、広大なグラウンドや園のプールがあり、子ども達は泥遊び、虫取り、木登りなど、活発に遊ぶことができます。趣味や特技として将来園を出たときに人生を楽しむことができるように、地域のスポーツクラブ活動への参加を推進されています。

A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
子どもが社会生活をいとなむ上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	
子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていきようにしている。	
地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	
発達の状況に応じ、身体(清潔、病気、事故等)について自己管理できるよう支援している。	
発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	

【コメント】

「自立支援委員会」を設置し、児童の自立に向けて様々な取組みが行われています。「業務のしおり」には将来の自立を見据えての「日常生活支援」や、子ども自身の思いや気持ち、物事に対する意見を伝えるトレーニングとして「児童会」の設置、外出、買い物、地域行事など様々な機会を通じて子ども達に自立のための知識や技術を習得できるように意識して支援をするように努められています。「高校生会」を設け、高校生活が実社会への自立準備の期間であることを意識づけ、子ども達と職員向けに、情報教育として外部講師によるインターネットの使用法や危険性についても学ぶ機会を設けています。

(2) 食生活

A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
楽しい雰囲気の中で食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	
食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	

食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	
定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	
基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	

【コメント】

「小舎制と食生活」に園で長年培われた考え方がまとめられています。朝食、昼食はホームで作られ、夕食は調理室で作ったものをホームで半調理されています。食事は栄養士を中心に、献立に旬の食材の提供や1日30品目、適温提供を行うようにされています。「自由献立」として、家庭と同様にメニュー決定・買い物から調理までを行う機会を作り、社会性を養ったり、旬の食材や物価を知る体験の機会を設けています。定期的に食事の嗜好調査と食事量の調査を行い、子ども達に配膳や食器洗いなどの協力の声かけをされています。

(3) 衣生活

A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	
汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	
気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	
洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	
衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。	
発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	

【コメント】

「広安愛児園 生活の約束」の「服装は整っているかどうか、身だしなみとTPO」に基づいて子ども達に周知に努めています。被服費の中から自分で選べる子には自分で選んで購入するようにされています。衣類や靴の汚れについては、できる限り清潔な物を身につけるように、衣替えや季節やTPOに応じた服装を身につけるように、見守りと声かけを行っています。縫い物やアイロンがけ等は小さい子どもが針やアイロンで怪我をしないように注意しながらホームで行われています。

(4) 住生活

A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	b
子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	
小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	
中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	
身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	
食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	
設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損箇所については必要な修繕を迅速に行っている。	
発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	

【コメント】

共有のリビングには子ども達の作品や写真などが飾られ、毎朝の換気で清潔で綺麗であるよう努められています。居室は子どもたちで片づけをするように声かけや、時には職員と一緒に片づけを行うことで習慣がつくように支援をしています。ホームの部屋数の都合上で相部屋になる時は、できるだけ中学生以上は個室になるように配慮しています。今後は、相部屋でも、一人ひとりの居場所の確保に努めていることが子ども達に伝わるような働き掛けや取組みが期待されます。

(5) 健康と安全

A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	
健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	
受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	
職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	

【コメント】

子どもの普段の健康状態については、把握に努め、体調不良などの時には看護師に連絡を取り対応をしています。朝から体調不良の場合などは、ホーム日誌への記録だけでなく申し送りの徹底をすることで職員間の支援が一貫性をもつように取組まれています。健康診断の結果は記録されています。子どもの医療や健康に関しては、ケース検討会議で知識を共有し、服薬管理が必要な場合は薬カレンダーなどの対応をしています。

(6) 性に関する教育

A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。	
性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	
性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	
必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。	

【コメント】

人として重要な性(生)に係る学習の企画運営は、「性教育委員会」を設置して、心理療法士による性教育プログラムの他、熊本県性教育研究会等の協力を得て、職員と子ども達に学習の機会を提供しています。子ども達には性行動心理教育で、「パーソナルスペース」について教え、スペースが侵入された時に「STOP」と言えるように教えています。園でニコニコ新聞を発刊し情報の提供を行われています。中高生には性教育のグループワークを毎月開催、対人関係のスキルアップや異性との交際について等の学習会を催しています。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。	
施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	
不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	
くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	

【コメント】

子どもには「Welcom! ひろやすあいじえんのごあんない」に「どんな場合にも暴力は許されません」と明記し、自他への暴力は認められないことを強く伝えています。問題があった時は、職員が間に入って、周囲の子どもの安全を図り、興奮している子どもが落ち着くように、まずは場所を変えるなどの対応されます。その後、落ち着いてから、当事者から話を聞き、再発防止のための振り返りや課題を見つめ、原因について考え、会議等で話し合い、共有するように努められています。

A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	
生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	

課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。

大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっていいる。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。

暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。

【コメント】

子ども達の日常の声を集約し、種々の問題の防止と早期発見に努めるために、1カ月を通して子ども達の声を集約する「聞き取り」を実施しています。施設長、心理士、主任指導員で収集した情報を確認し、職員会議で周知し、個人でなく園としてどのように対応するか相談体制の確立を図られています。入所前にケース検討会議で子ども達の情報は共有し、自立支援計画に盛り込むなど課題を明記しています。入所直後は新しい生活に慣れてもらうために園内で職員と一緒にご飯を食べたり、過ごしたりして職員に慣れてもらい、他の子ども達と仲良くなれるように促したりするなど、特別な配慮に努められています。

(8) 心理的ケア

A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	
施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	
心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	
職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	
心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	
児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	

【コメント】

心理療法士が常勤で勤務し、生活面と心理療法が連携し支援に努められています。「事業計画」の「心理支援計画」では、子どもに対する心理療法、コンサルテーションを通した子どもの理解と職員間の相互理解の推進、職員への助言と提案がうたわれており、必要に応じて、ケース検討会議で心理的観点からの助言及び提案が行われています。また、必要に応じて、児童相談所及び医療機関と連絡・調整を行い、児童自立支援計画票には、心理支援の項目があり、セラピー対象児童について個別の年間計画を策定し、保育士・児童指導員と共有し、支援の方向性の統一に努められています。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	
学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	
学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	
忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	
障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	

【コメント】

小、中学生は登校前に「公文式」を実施し、学習習慣が身に付くように努められています。子どもの年齢ではなく、子どもの学力の段階に合わせた支援を意識して、公文式を採用されています。中学、高校生には学習ボランティアを活用し、中学3年生は希望者には塾の活用をされています。忘れ物や宿題の未提出が多い場合は、一緒に確認したり、事前に忘れないように声かけを行うように努め、障害のある子どもには通学を支援されています。幼稚園、小学校、中学校、高等学校と、懇談会や必要に応じて情報交換を行い、協力して支援に努められています。

A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	
進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	
就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	
進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	
学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	
高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	
高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	

【コメント】

「進路決定までの流れ：高校進学」に基づき支援を行われ、進路希望調査を行い、夏と冬に三者面談を実施、最終進路決定を行っています。それまでに高校のパンフレット、先輩から実際の学校生活などを聞いたり、オープンスクールの参加を促し、具体的な高校生活を理解できるように努められています。担当職員は中学校で実施される進路説明会に参加し進路に係る情報を収集し、説明会の後で子どもに説明するなど、一緒に進路のことを考え、その意義を理解させるよう努めています。高校卒業後に向けては、中学3年生の進路選択を自立支援の始期ととらえ、長期的な見通しを持って、高校生自立準備トレーニングの実施などに努められています。

A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	
実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。	
実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	
職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	
アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	

【コメント】

「ひろやすあいじえんのごあんない」に資格の取得は勧められ、各種資格に係る費用は園が負担すると明記されています。アルバイトを自立を控えた社会体験実習と位置づけ、高校入学後から出来るようにしています。社会生活上必要な課題を実社会で学ぶことを目的とし、経済的には将来に向けた貯蓄や携帯電話料金の支払い、運転免許取得等に充てています。ただし、その目的等を説明しても、高校によってアルバイトが認められないケースもあります。希望者には、外部組織の自立支援プログラムで職業体験プログラムを活用しています。今後は、より一層の職場実習や職場体験の開拓が期待されます。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	
家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	
面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	

外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	
子どもに関する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	

【コメント】

家庭支援専門相談員が常勤で勤務され、役割は「広安愛児園における家庭支援専門相談員の役割と業務について」に明記されています。児童相談所や関係機関との連携、一貫性のある個別的な関わりを行うために、入所後の保護者対応は家庭支援専門相談員が担当しています。保護者との信頼関係を築き、同時に児童相談所と連携を取り、家庭引き取り・復帰の可能性に係る課題について、児童相談所と保護者、園で共通認識を持ち、支援にあたるように努めています。家庭復帰のために、面会や一時帰省を行い、保護者との関係を密にするとともに、家族に対しては今後の支援課題の確認を行っています。

(1 1) 親子関係の再構築支援

A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	
面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	
児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	

【コメント】

入所当初は児童相談所の「児童相談書援助指針票」に沿って支援を行い、その後の経過を踏まえて適切な見直しを行い、児童相談所と協議の上「自立支援計画票」を作成します。自立支援計画の評価や見直しを行っていく上で、ケース検討会議などを行い、様々な専門家の視点で援助方針を検討し支援の方向の共通理解を得て、それに向けた協力体制の構築に努められています。一貫性のある個別的な関わりを行うために、家庭支援専門相談員が入所後の保護者への対応、面会・外出の調整を行い、保護者との信頼関係を作り、家庭復帰を目指して保護者等の養育相談などの実施、子どもの気持ちを最優先させ、子どもと保護者の交流を図られています。